

もの忘れ予防検診の実施について

👉 認知症の早期診断及び早期対応を促進するため、もの忘れ予防検診を新たに実施する。

1. 実施概要

- (1) 対象者 本年度中に65歳・70歳・75歳となる区民
※ 特別養護老人ホーム、認知症グループホームの入所者や既に認知症の診断を受けている者は除く。
- (2) 費用 無料
- (3) 実施期間 令和7年8月1日(金)～令和8年1月31日(土)
- (4) 検査方法 長谷川式認知症スケール(HDS-R)
※ 本検査はスクリーニング検査(認知症の確定診断をするものではない。)であり、認知機能障害の疑いがあると判定された受診者に対しては必要な医療・介護サービス等の支援につなげていく。
- (5) 実施医療機関 区内59医療機関(令和7年5月15日現在)

2. 周知方法等

- 7月1日 「区のおしらせ ちゅうおう」・区ホームページへの掲載
- 7月下旬 検診の案内(受診票、実施医療機関名簿、自分でできる認知症の気づきチェックリスト等)を対象者へ個別送付
- 11月中旬 未受診者へ勧奨通知を送付

【参考：検診事業の流れ】

